

災害時における避難所等施設利用に関する協定

向日市（以下「甲」という。）と京都府立向陽高等学校（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の使用施設）

第2条 甲は、災害時において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。ただし、乙が被災し、避難所等として使用不能となったときはこの限りではない。

（使用の態様）

第3条 前条に定める避難所等としての使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に定める目的外使用とし、次の各号に定める場合に、乙はその使用について特段の支障のない限りにおいて了承するものとする。

- (1) 甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第60条1項に定める避難勧告又は避難の指示を発したとき。
- (2) 甲が災害対策本部を設置し、住民を保護する必要があると判断したとき。
- (3) 甲が災対法第86条の8第3項及び第86条の9第5項に基づき被災住民を受け入れるとき。

2 前項の使用については、特段の理由のない限り、京都府行政財産使用料条例（昭和39年京都府条例第38号）第3条第1号及び第3号により、使用料を免除するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 甲は、前条に定める使用をしようとするときは、施設の開錠及び避難所等の管理運営のための要員を直ちに派遣しなければならない。

- 2 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 3 避難所等の管理運営については、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第6条 避難所等の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、被災者が自宅に帰宅するまで又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 第3条に定める使用が終了したときは、甲は乙の敷地、施設、設備、備品等すべて原状に復したうえで、乙に返還しなければならない。

(鍵等の事前管理)

第9条 乙は、甲と協議の上、必要に応じて第2条に定める施設の鍵を貸与し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

2 甲は、前項の規定により管理者を定めたときは、乙に対し、速やかに報告するものとする。

3 第1項に要する経費は、甲の負担とする。

4 第1項に定める事前管理のため、乙は、鍵等を変更した場合は速やかに甲に連絡するものとする。また、甲は、毎年1回以上、乙に対し変更等について確認することとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1月前までに、甲又は乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項で、必要があるときは、甲乙協議のうえ対処するものとする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が各1通を保持するものとする。

平成26年3月28日

(甲) 向日市寺戸町中野20番地
向日市長

(乙) 京都府立向陽高等学校